

令和2年7月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月10日 金曜日 午後3時02分から午後4時12分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 (30人)
- | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|
| 会長 | 15番 | 米澤 誠一 | | |
| 農業委員 | 1番 | 高塚 光春 | 8番 | 日野 浩一 |
| | 2番 | 小谷 恵 | 9番 | 田中 好道 |
| | 3番 | 前田 繁昌 | 10番 | 川上 英章 |
| | 4番 | 田中 喬 | 11番 | 江原 宏昭 |
| | 5番 | 岡田 龍男 | 12番 | 遠藤 幸子 |
| | 6番 | 高虫 秀樹 | 13番 | 山下 一郎 |
| | 7番 | 尾古 札隆 | 14番 | 岸本 耕二 |
| 推進委員 | 1番 | 黒見 憲治 | 9番 | 入江 英之 |
| | 2番 | 渡邊 博文 | 10番 | 佐伯 守 |
| | 3番 | 大西 繁 | 11番 | 大場 兵輔 |
| | 4番 | 藤井 元之 | 12番 | 加藤 久和 |
| | 5番 | 林原 春男 | 13番 | 野口 稔 |
| | 6番 | 鳥橋 千廣 | 14番 | 杉谷 幸秀 |
| | 7番 | 荒松 将志 | 15番 | 山根 操 |
| | 8番 | 岩波 宏承 | | |
- 4 議事録署名委員の決定 (10番 川上 英章、11番 江原 宏昭)
- 5 会務報告 (別紙)
- 6 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について
 - 議案第4号 非農地証明願いについて
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 7 報告事項
- (1) 賃貸借の解約について
 - (2) 新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について
 - (3) その他

8 その他

- (1) 「農業委員会初総会」「農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議」について
- (2) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	齋木貴敬
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは始めさせていただきたいと思いますので、議長さん、挨拶をよろしくお願ひします。

議長 どうも今日は、本当にご苦労さんでございます。

鳥取県もこの間、コロナが出ましたもんで、梨の関係も市場の30社を全部ストップしてですね、一切来てくれんなというようなことで、非常に鳥取県の梨の販売戦略も、鳥取も止め、中部も止め、西部も中止したと。今、選果所もコロナの問題で、人夫さんが役300人くらい集まりますので、どういう方法でやつたら良いのか、保健所が色々とどういう形でごせとか、トイレはきちんと掃除させなさいとか、中継所も机を拭きなさいとか、色んなまとまって何百人のものが集まって作業をするということについては非常に大きな問題も出ておるようなことでございまして、8月の上旬から作業をするようなことになりますけども、よそのことを思えばですね、選果するだけですけども、雨で九州とか色々と見てみますとですね、この雨ですね、非常に悲惨な状態になっておるわけで心が痛むところでございます。農業者としても色々な問題点があると思いますので、やはり太陽さんが出ないということで色々な作物もですね、それなりに関わつとるという中ですね、皆さんに協力をしていただきながら、農業委員会が今回最後の会合でございます。実際的には3年間をですね、全うしていただいて全員がですね、最後まで協力していただいたということで非常に有難く思っております。

最後になりますので、思いを届けながらですね、話を進めて意見もあれば聞いておきたいと思っておりますので、今日はよろしくお願ひいたします。

開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは今日は欠席がございませんので、全員参加でございます。

議事録署名委員の決定でございます。10番委員さんと11番委員さん、一つよろしくお願ひいたします。

議長 それでは会務報告を、事務局の方からよろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (6月 5日) • 中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (6月 10日) • 6月定例農業委員会について。
- (6月 12日) • 市町村農業委員会新任職員研修会について。
- (6月 22日) • 鳥取県農業会議通常総会について。
- (6月 24日) • 大山町人・農地チーム会議について。
- (6月 25日) • 大山地区農業相談日について。相談件数なし。

議長

どうも、ありがとうございました。

議長

それでは議案に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求める。令和2年7月10日提出。

番号19番、○〇〇、〇〇で田んぼ2筆、畑1筆、合計2, 619m²、譲渡人、□□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇さん。お孫さんへ贈与になります。続きまして20番、○〇、田んぼ2筆、合計2, 734m²、譲渡人、□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇さん、こちらは親子間の贈与となります。続きまして21番、○〇〇の田んぼ1筆、1, 550m²、譲渡人、□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇さん、こちら※万円の売買となっております。ページをめくっていただきまして番号22番、○〇、田んぼ4筆、畑1筆、合計8, 543m²、譲渡人、□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇さん、従兄間の贈与になります。番号23番、○〇〇、畑1筆、718m²、譲渡人、□□□さん、譲受人、◇◇◇◇さん、※万円の売買となっております。3ページです。番号24番、○〇〇、畑1筆、譲渡人、□□□□さん、譲受人、◇◇◇さん、贈与です。19番から24番まで農地法第3条第2項各号には該当しません。全て要件を満たしております。以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

それでは現地確認をよろしくお願ひします。番号19、21、23、24、これについて推委3番委員さん、報告をお願いします。

推委3番委員

今日の午前中、農委10番委員さん、推委9番委員さん、それから事務局、それと私の4名で現地に行ってまいりました。

19番の△△△-△について説明させていただきます。柿の木や梅、その他野菜が植えてあり問題ないところだと思いました。それから△△△-△、これにつきましては水田になっておりまして畦草もきれいに刈ってあり適正に管理されていました。それから△△△番、草刈りがしてあります。管理されている状態がありました。3筆とも問題はないものと考えます。

21番を報告いたします。21番の△△△番地、これは2筆の入会田になっておりました。東の入会田の所有者が譲受人でありまして、西の入会田の所有者である譲渡人より買い受けされるようあります。畦草もきちんと刈ってありましたし、圃場全体も除草してあり問題はないと考えます。

続いて23番の△△△-△ですが、柿の木が植えてあります。下草もきれいに刈ってありました。問題ないものと考えます。

続きまして24番、△△△△-△△△ですが、草も刈ってあり畑として管

理されており問題はないと考えます。以上です。

議長 番号20番について、推委9番委員さん、よろしくお願ひいたします。

推委9番委員 はい、失礼します。では私から報告させてもらいますけども、□□さんのところは○○の部落の奥の方に谷合で2窪あります、草も刈ってあり田んぼとしてきれいに管理してありました。以上、報告を終わります。

議長 22番をの農委10番委員さん、よろしくお願ひいたします。

農委10番委員 はい、失礼します。午前中、推委3番委員、推委9番委員、事務局と私とで現地確認をしてまいりました。まず22番の○○△△△、これは田となっておりますけども実際は畑で夏野菜が植えてありました。それと△△△、△△△、これは稻が植え付けてありました。それから△△△、これは畑になってますが、△△△、△△△、稻が植え付けてありました。いずれも管理が十分してあります支障がないように思って帰りました。審議のほうをお願いします。

議長 現地確認のご説明がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条の規定により審議を求める。

番号12番、○○、畠1筆、譲渡人、■■さん、譲受人も◆◆さん。こちらは農地の区分は500m以内に○○駅がございますので第2種農地となっております。また集落に接続されて設置される住宅用地となっております。ですので、農地法第5条第2項の各号には該当しないということになっておりまして、次のページより位置図、はぐっていただきまして6ページ以降に平面図、立面図を付けております。以上です。

議長 事務局からご説明がございましたが、現地確認委員の推委3番さん、よろしくお願ひいたします。

推委3番委員 現地につきましては、まず農振が除外してある所のようですし、集落の一画になっておりまして、町道に面しております。隣接農地の同意もあるようですし問題はないと考えます。以上であります。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 現地確認のご説明がございましたが、何かご質問がありますでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認をいたしました。

議長 議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があつたので意見を求める。

次のページに町のほうからの照会文書と位置図を付けております。次の11ページですけれども、開会の時にご案内がございましたが、差し替えのほうをさせていただいております。農振の状況ということで、黄色で塗らせていただいている所が農用地、農業振興地域の農用地ということになりまして、赤の所が申請地ということあります。赤の所も当然にして農用地、色としては黄色で塗られるエリアになっております。白地の所については農用地ではありませんが、農業振興地域に入っている農地になっております。見方としては、道路、こちらは県道になるんですけども、道を挟んで学校のマークがございます。こちらが町立○○○小学校になっております。申請地の右側、太い黒筋の線が斜めに走ってるんですが、こちらはJR山陰本線となっております。位置としては小学校の前ということでございます。次の12ページのほうですけれども、農用地の除外をされる過程の中で、住宅を建てられるという予定があるようですが、候補地となつた一覧になっております。番号がそれぞれ1番から19番まで振つてあります13ページ14ページ、こちらのほうに番号に対応した位置が示してあるということあります。その中には農用地もあれば農用地でない所もあります、それぞれ検討した結果の理由が右から2番目の列に書いてあります、19番の最終的な所が今回の申出地というところで書いてございます。15ページ以降につきましては、申請の位置図ですとか今現在の計画されている土地の利用計画図、平面図、立面図を付けさせていただいております。以上です。

議長 ご説明がございました。それでは現地確認の農委10番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委10番委員 はい。休耕田になっておりましたが、草刈りはきちんと管理されていたように思います。よろしくお願ひします。

議長 現地確認のご説明がございました。何かご質問ありますでしょうか。質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第4号、非農地証明願いについて。事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求める。

番号5番、○○、田1筆、申請人、●●さん。昭和40年頃より山林化しているということで伺っております。番号6番、○○、田2筆、申請人、●

●さん。こちらも同じような位置にあるんですけども、昭和40年頃より山林化しているということで伺っております。番号7番、〇〇、田1筆、申請人、●●さん。こちらは昭和56年頃より自家用車置場等に使用されておられまして、雑種地化しているということで、次の19ページには位置図を示しております20ページにもゼンリンで位置図を示しております。以上です。

議長 事務局のご説明が終わりました。現地確認の5番6番について、農委10番委員、よろしくお願ひいたします。

農委10番委員 はい。この山林化というよりも、もう足の踏み場もないくらい荒れとりまして、木と竹藪とがごっちゃまぜでとても元に戻すようなことにはならないと見て帰りました。よろしくお願ひします。

議長 7番について、推委3番委員さん、よろしくお願ひいたします。

推委3番委員 はい。現地〇〇〇一〇につきましては、農振除外になっており集落の一画に位置しております。事由に書いてありますように、自家用車置場等に使用し煩雜化しておりました。問題ないと考えます。以上であります。審議の程、よろしくお願ひします。

議長 現地確認のご説明がございました。何かご質問ございませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細は議案に明記)以上で説明を終わります。

議長 今、事務局からご説明がございました。478番から479番を除いてですね、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようですので478番、479番を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認をいたしました。

それでは農委9番さん、ちょっと(議事参与の制限の為)外の方へ。

(農委9番委員、退室)

478番、479番について何かご質問がございませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。どうも、ありがとうございます。

(農委9番委員、入室)

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があつたので意見を求めます。(詳細は議案に明記) 事務局からの説明は以上となります。

議長 3番の件を除いて、ご質問ございませんでしょうか。

質問がないようですので、番号3番を除いて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

それでは農委9番さん、(議事参与の制限の為)外の方へお願いいたします。

(農委9番委員、退室)

番号3番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも全員賛成でございますので、承認いたしました。どうも、ありがとうございます。

(農委9番委員、入室)

議長 40ページの報告については、見ておいてやって下さい。

それでは、報告事項の中で(2)番の「新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 【その他】

・「新農業委員の決定及び農地利用最適化推進委員の候補者について」について。

議長 これについては、ここで賛成だ反対だ、はございませんので報告のみでございます。

議長 それでは(3)のその他についてですが、何かございませんでしょうか。

最後の委員会でございますので何かこれまで思ったことがあってですね、言っておきたいということがあれば。

(挙手あり)

はい、推委14番さん。

推委14番委員 【その他】

- ・農地中間管理事業について。

議長 色んな意見がございましたので、これは結論が出る話ではございませんので、次の新しい委員さんについてですね、事務局もそれなりの意見を聞いてですね、勉強会もせないけんわけですから引き続きこういうような意見もあるというようなことの中でですね、審議していく材料として話していくということで、本当にどんどんどんどん農業する人がいなくなって担い手が少なくなっていくという中でどうやっていくかというのが一つの大変な部分でございますので、これで済んだでなくして、経験としてまた協力していただければ有難いなということで、その他についてのご意見はこれで終了させていただければ有難いなと思ってるんですが良いでしょうか。

また新たな委員さんに基づいてですね、検討しながらですね、時代と共に色々な変化がなされていきますので、それなりに対応するということでお願いをしたいと思います。

議長 次のですね、農業委員会は7月20日にございますので、またその関係者の方は寄っていただきますようにお願いいたします。

8月については、またその後での話になると思います。今度の20日に決定になってから日程を決めるということでお願いをしたいと思います。

事務局 【その他】

- ・「人権・同和教育推進協議会行政部会総会の書面決議について」について。
- ・農業新聞について。

議長 閉会にあたってですね、最終的にちょっと挨拶をして閉会したいということでございますが、3年間会長としてですね、至らない会長でございましたが、皆さんに協力していただいてそれなりに出来たかなと思っておりますが、皆さんの協力を持ってですね、新しい制度になってですね、色々な形が変わってまいります。また新たに変革して、どんどんどんどん変わりつつあります。県のほうに出てみますとですね、前とちょっと違ってきたな这样一个ことがございましてですね、初めて会長の職を得てですね、出てみますと本当に色々な場面が、現場の中では県の意見を聞きながらやってみますとですね、農業人口や面積については大山町は第2番目でございまして、本当にその中で活動していくというのは困難を極める部分もございますし、簡単に言うと奥の方の農地もたくさんあってですね、中々使い難い農地もありながら、それなりに努力していただくということでですね、皆さんに協力してい

ただいで本当に遊休農地が荒れてどんどんいけんようになったというようなことではなくしてですね、集約的にも鳥取県で1番の集約率を持っておるというのが大山町なんで、それはやはり皆さんの協力があってこそだと思っております。本当に長い間、3年間でございましたが協力していただいてありがとうございました。最後の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

以上を持ちまして、定例会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

会長

米澤 誠一

議事録署名委員

川上 英章

議事録署名委員

江原 宏昭

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。